

質 疑 回 答 書

工事名 片田ハウス解体撤去工事

質疑番号	図面番号	質 疑	回 答
1		本工事における経費計算について、公共建築工事共通費積算基準(令和5年改定)を採用していると考えてよろしいでしょうか。異なっていたらご教示ください。	お見込みのとおりです。
2		共通費の算定について、公共建築工事積算基準等資料(令和5年改定)のとりこわし工事等を単独で発注する場合の算定と考えてよろしいでしょうか。異なっていたらご教示ください。	とりこわし工事を含めて発注する場合の算定となります。